

改正概要説明書

国名：英国

法令名：特許法

改正情報：2017年10月1日施行

改正概要：

・ **第 70 条-第 70F 条**：英国における知的所有権侵害訴訟の迅速なる解決を目的に，特許権，商標権，意匠権及び EU 意匠権の所有者による根拠のない侵害訴訟手続きの脅迫からの保護に関する法「Intellectual Property (Unjustified Threats) Act 2017」が 2017 年 4 月 27 日に裁可され，2017 年 10 月 1 日施行された。これに伴い，特許法(第 70 条から第 70F 条まで)，商標法及び意匠法が改正された。当該法によると，原告は，脅迫に正当な理由がないこと，損害賠償，さらなる脅迫を防ぐための差止命令を求めることができる。

改正内容：

・ **第 70 条-第 70F 条**
旧第 70 条に替わる新設条文である。